

村山市“小規模企業活性化補助金”を創設

市内に主たる事業所を有する小規模企業の経営安定、持続発展を支援するため、「村山市小規模企業活性化補助金」を創設しました。事業所や小規模企業で構成される団体に対して、対象経費の一部を補助します。

補助内容

補助率： 補助対象経費の1/3～1/2以内

補助額： 最大上限37.5万円

No	補助対象内容	補助率	上限額
1	市内で開催する新事業(催事)や既存事業拡充分	1/3	10万円
2	山形県「スパサポ補助金」への申請時期を逸したもので、年度中の事業完結が見込まれる、店舗の新築・改築及び付帯設備の導入・更新、もしくは広報宣伝費、外注加工費、展示会出展費等のソフト事業	1/2	37.5万円
3	10万円以上の生産設備の導入・更新 ※対象設備は事前相談のこと。	1/2	10万円

※年度内1回を限度とし過去3年間同様の補助を受けていないこと。

補助対象者

市内に主たる事業所を有する小規模事業者であること。

※小規模事業者の定義は県のスパサポ補助金に準じます。

申請・交付

申請に当たって、商工会の指導・助言をもとに経営計画及び事業計画を提出してもらいます。内容を審査した上で交付決定し事業完了後に、請求を受け補助金を交付します。

なお、国の小規模事業者持続化補助金や県のスパサポ補助金との併用はできません

【お問合せ先】

商工観光課商工労政係 ☎ 55-2111(内線 153)

商工会 ☎ 55-4311